3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百三十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町下比地字子ノ谷七九の二から七九の五まで、七九の七から七九の一七まで、七九の一九から七九の二一まで、七九の二三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字子ノ谷七九の五・七九の八・七九の一六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第百二十六号**

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、次の者を同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年五月三十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 登録年月日 |
|---|---|---|
| 鳥取県電気工事業工業組合 | 鳥取県鳥取市田島六百四十八番地 | 平成二十二年五月三十一日 |
| 島根県電気工事工業組合 | 島根県松江市南田町百二十五番地四十五 | 平成二十二年五月三十一日 |
| 岡山県電気工事工業組合 | 岡山県岡山市南区豊成一丁目九番九―二号 | 平成二十二年五月三十一日 |
| 広島県電気工事工業組合 | 広島県広島市中区大手町五丁目十五番五号 | 平成二十二年五月三十一日 |
| 山口県電気工事工業組合 | 山口県山口市中央二丁目四番五号 | 平成二十二年五月三十一日 |

**○経済産業省告示第百二十七号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年五月三十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

| 番号 | 名称 | 住所 | 市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間 |
|---|---|---|---|
| 5007 | 株式会社コマーシャル・アール・アイー | 東京都中央区八重洲一丁目五番四号 | 平成二十二年五月六日から平成二十三年五月五日まで |
| 5008 | 藤沢電工株式会社 | 神奈川県高座郡寒川町倉見千八百十八番地 | 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで |
| 5009 | 株式会社タキソウ | 愛知県豊田市下林町二丁目六十五番地 | 平成二十二年四月十九日から平成二十三年四月十八日まで |
| 5010 | 第一石産株式会社 | 和歌山県和歌山市出島二十八番地の一 | 平成二十二年四月二十三日から平成二十三年四月二十二日まで |
| 5011 | 桑田建材株式会社 | 兵庫県神戸市中央区多聞通四丁目一番二号 | 平成二十二年四月九日から平成二十三年四月八日まで |
| 5012 | 大豆油糧株式会社 | 兵庫県神戸市兵庫区本町一丁目三番十九号 | 平成二十二年五月六日から平成二十三年五月五日まで |

**○国土交通省告示第五百九十六号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年五月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一級河川宮川水系宮川改修工事（左岸：三重県伊勢市川端町字川柳地内から同市中須町字向井倉地内まで、右岸：同市辻久留二丁目地内から同市辻久留三丁目地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　左岸　三重県伊勢市川端町字川柳並びに中須町字中洲、字中須原、字上呂原、字向川原及び字向井倉地内

右岸　三重県伊勢市辻久留二丁目及び辻久留三丁目地内

2　使用の部分　左岸　なし

右岸　三重県伊勢市辻久留二丁目及び辻久留三丁目地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県伊勢市川端町字川柳地内から同市中須町字向井倉地内までの左岸延長1.70kmの区間及び同市宮川二丁目地内から同市佐八町字中瀬地内までの右岸延長4.42kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川宮川水系宮川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一級河川宮川水系宮川（以下「宮川」という。）は、その源を三重県と奈良県との県境に位置する大台ヶ原山系の日出ヶ岳に発し、大内山川、藤川等の諸支川を合わせながら伊勢平野に出て、河口付近で一級河川宮川水系大淀川を分派し、伊勢湾に注ぐ、流域面積920㎢、幹川流路延長91kmの河川である。

宮川は、その下流域に伊勢市市街地や伊勢神宮を擁するなど、社会・経済・文化上重要な河川であるが、その山間部では平均年間降水量が3,400mmを超え、下流平野部でも約2,500mmに達する多雨地帯であり、また、台風の常襲地帯であることから、その流域では、昭和13年8月、昭和34年9月（伊勢湾台風）、昭和49年7月（七夕豪雨）、昭和57年8月、平成6年9月など、頻繁に豪雨による洪水に見舞われ、浸水被害が多発している。近年では、平成16年9月の台風21号により、基準地点岩出において、観測以来最大の流量7,250㎥／秒（推定）を記録し、本件区間の右岸背後地では、宮川の水位上昇による溢水で、浸水面積37.1ha、床上浸水114戸、床下浸水45戸等の被害が発生している。